

第 2 1 期 事 業 年 度

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

事 業 報 告 書

独 立 行 政 法 人 造 幣 局

法人番号 6120005008509

目 次

1. 法人の長によるメッセージ	1
2. 令和5年度のトピックス	3
3. 法人の目的、業務内容	5
(1) 法人の目的	5
(2) 業務内容	5
4. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	6
(1) 貨幣製造事業	6
(2) その他の事業	7
5. 年度目標	8
6. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	10
7. 事業計画	11
8. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	15
(1) ガバナンスの状況	15
(2) 役員等の状況	16
(3) 職員の状況	17
(4) 重要な施設等の整備等の状況	17
(5) 純資産の状況	18
(6) 財源の状況	18
(7) 社会及び環境への配慮等の状況	18
(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉	19
(9) サステナビリティに関する方針及び取組の概要	25
9. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	27
(1) リスク管理の状況	27
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	27
(3) その他	31
10. 業績の適正な評価の前提情報	32
11. 業務の成果と使用した資源との対比	34
(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績	34
(2) 自己評価	34
(3) 主務大臣による過年度の総合評定の状況	36
12. 予算と決算との対比	38
13. 財務諸表	39
14. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	42
(1) 各財務諸表の概要	42

(2) 事業の経過及び成果	44
15. 内部統制の運用に関する情報	46
16. 法人の基本情報	48
(1) 沿革	48
(2) 設立に係る根拠法	48
(3) 主務大臣	48
(4) 組織図	48
(5) 造幣局の所在地	49
(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	49
(7) 主要な財務データの経年比較	50
(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画	51
17. 参考情報	54
(1) 財務諸表の科目の説明	54
(2) その他公表資料等との関係の説明	56

1. 法人の長によるメッセージ

造幣局は、明治4年（1871年）に、近代国家にふさわしい貨幣制度の確立を担う貨幣製造工場として、大阪の地に設立されました。

以来150年余にわたり国民生活において不可欠な貨幣を安定的かつ確実に製造・供給して日本の経済発展を支えてきました。

また、国家的な記念事業としての記念貨幣の製造や貨幣セットの販売、さらには国家・社会への功績を称えるのにふさわしい重厚で品格のある勲章・褒章等の金属工芸品の製造も行ってきました。



独立行政法人造幣局
理事長 後藤 健二

造幣局では、平成15年（2003年）の独立行政法人化を契機に、「造幣局の使命」を制定し、それ以来、「信頼と挑戦」を行動指針としてまいりました。

この「信頼と挑戦」の精神は、令和4年度（2022年度）に「造幣局の使命」をバージョンアップさせる形で制定した「造幣局の組織理念」にも、行動指針として継承しています。

造幣局の「信頼」の源は、長年培ってきた「匠の技」といえる高度な技術力であると考えております。その技術力による純正画一で高い偽造防止技術を搭載した貨幣や、精巧で美しい勲章等の金属工芸品を国民の皆様にご提供することが、造幣局の「信頼」の確保につながりますので、職員の技術力の維持・向上と若手職員への技術の伝承に力を入れています。

令和5年度（2023年度）は、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着きつつあるものの、必要な感染対策を実施しながら、「桜の通り抜け」を開催し、外部のイベントへも積極的に参加するなど、国民の皆様が造幣局により親しみを持っていただけるよう取り組みました。

また、令和3年（2021年）11月に発行（日本銀行から金融機関への支払）が開始された新しい500円バイカラー・クラッド貨幣の製造と納品を確実に行う等の事業を進めてまいりました。

さらに、2025年に開催される日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）を記念し、開催までに3回に分けて発行される「2025年日本国際博覧会記念貨幣」の第一次発行分を製造いたしました。

令和6年度（2024年度）以降も、国際情勢やキャッシュレス化により大きく変化する経営環境に確実に対処し、デジタル化のメリットを活かして業務の効率化等に取り組んでい

くとともに、持続可能な循環型社会の構築につなげるべく、これまでも取り組んできた環境に配慮したものづくりを継続・発展させ、先述の500円バイカラー・クラッド貨幣の製造や、「2025年日本国際博覧会記念貨幣」をはじめとする記念貨幣等の製造を引き続き確実に行ってまいります。

造幣局といたしましては、これまで培ってきた「挑戦」の精神を発揮し、役職員一丸となって業務を確実に行うとともに、これまでの諸先輩が築き上げた造幣局の高い技術力への国民の「信頼」をより一層高められるよう、今後とも積極的に取り組んでまいります。

2. 令和5年度のトピックス

(1) 2025年日本国際博覧会記念貨幣打初め式

2025年に開催される日本国際博覧会までに、3回に分けて発行される2025年日本国際博覧会記念貨幣の打初め式を、令和5年8月（一次発行分）と令和6年3月（二次発行分）に行いました。一次、二次発行分ともに万博公式キャラクターの「ミyakumiyaku」が登場し、打初め式を盛り上げてくださいました。



打初めの様子（第一次発行）



打初め者（第一次発行）



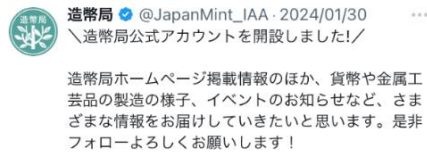
打初め者（第二次発行）



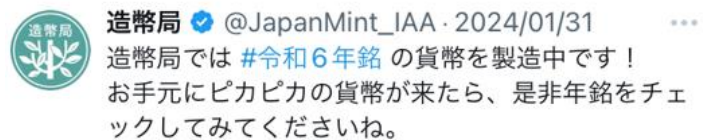
ミyakumiyaku（大阪・関西万博公式キャラクター）と命名者のひとり作田陽向さんがインタビューを受ける様子

(2) SNSを活用した広報活動

造幣局では、各種SNSに、桜の通り抜けや博物館での特別展の情報などを掲載しています。令和5年度においては、新たに公式Xを開設し、令和6年銘貨幣製造の様子などを投稿しました。また、造幣局へ親しみを感じていただく新たな機会として、大阪文化服装学院のご協力のもと、通り抜け通路をランウェイに見立てたファッションショーを行い、造幣局公式 YouTube チャンネルに動画を掲載しました。



公式X開設の投稿



令和6年銘貨幣製造



ファッションショーの動画 (YouTube 掲載)

3. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

(独立行政法人造幣局法（以下「造幣局法」とする。）第3条)

造幣局は、貨幣の製造等を行うとともに、貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与することを目的としています。

このほか、勲章、褒章、記章及び金属工芸品の製造並びに貴金属の品位の証明等であって、公共上の見地から必要とされるものを行うことを目的としています。

(2) 業務内容

(造幣局法第11条)

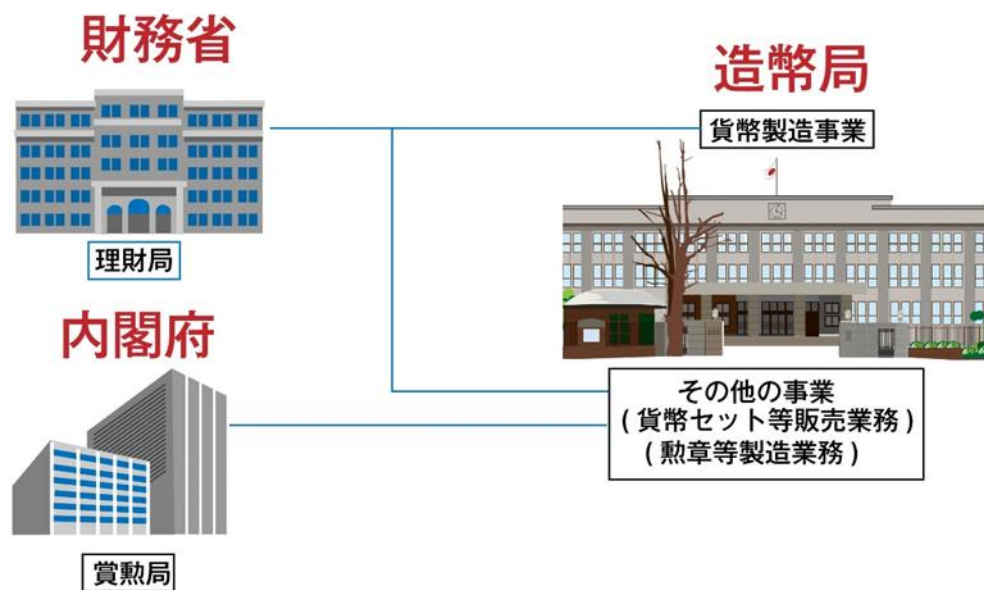
造幣局は、造幣局法第3条の目的を達成するため①から⑧までの業務を行います。また、①から⑧までの業務に支障のない範囲で⑨及び⑩の業務を行います。

- ① 貨幣の製造、販売及び鋳つぶしを行うこと
- ② 貨幣回収準備資金に属する地金の保管を行うこと
- ③ 貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと
- ④ 勲章、褒章、賜杯、記章及び極印の製造を行うこと
- ⑤ 公共上の見地から必要な金属工芸品の製造及び販売を行うこと
- ⑥ 貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鉱物の分析を行うこと
- ⑦ ①から⑥までの業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと
- ⑧ ①から⑦までの業務に附随する業務を行うこと
- ⑨ 外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行、国際機関その他これらに準ずるもの（以下「外国政府等」という。）の委託を受けて、当該外国政府等の貨幣の製造、販売及び鋳つぶし、勲章その他の金属工芸品及び極印の製造並びに貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鉱物の分析を行うこと
- ⑩ ⑨の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと

4. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

造幣局は、造幣局法第11条において、貨幣の製造・販売、勲章等の製造、貴金属の品位証明等の業務を行うことが規定されています。

これらの業務は、一定の事業等のまとまりとして、貨幣製造事業とその他の事業に区分されており、国の政策目標等と両事業における主な業務との関係は以下のとおりです。



（1）貨幣製造事業

造幣局は、財務大臣が定める製造計画に従って貨幣の製造を行っています。令和5年度の財務省の政策の目標のうち、貨幣製造に係る総合目標及び政策目標並びに造幣局の業務との関係については、以下のとおりです。

総合目標4（抜粋）	政策目標4－1（抜粋）	造幣局の業務
通貨・金融システム 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対	通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 政策4－1－1 通貨の円滑な供給 政策4－1－2 偽造通貨対策の推進 政策4－1－3	・貨幣の製造、販売及び鋳つぶし ・貨幣回収準備資金に属する地金の保管 ・貨幣に対する国民の信

する信頼の維持に貢献する。	国家的な記念事業としての記念貨幣の発行 政策４－１－４ 貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理 政策４－１－５ 通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動	信頼を維持するために必要な情報の提供 ・前業務に関する調査、試験、研究又は開発 ・前業務に附帯する業務
---------------	--	---

(2) その他の事業

造幣局では、①販売用貨幣の販売、②勲章及び褒章の製造、③公共上の見地から必要な金属工芸品の製造・販売、④貴金属の品位証明等を行っています。

令和５年度の財務省の政策の目標のうち、①に係る総合目標及び政策目標並びに造幣局の業務との関係について、また、②に係る内閣府の事業及び造幣局の業務との関係については、以下のとおりです。

【財務省】 総合目標４（抜粋） 通貨・金融システム 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。	【財務省】 政策目標４－１（抜粋） 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 政策４－１－３ 国家的な記念事業としての記念貨幣の発行	《造幣局の業務》 ・貨幣の製造、販売及び鋳つぶし ・勲章、褒章、賜杯、記章及び極印の製造 ・公共上の見地から必要な金属工芸品の製造及び販売 ・貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鋳物の分析 ・前業務に関する調査、試験、研究又は開発 ・前業務に附帯する業務
【内閣府】 内閣府設置法（平成１１年法律第８９号）（抜粋） （所掌事務） 第４条第３項第２８号 栄典制度に関する企画及び立案並びに栄典の授与及び剥奪の審査並びに伝達に関すること。		

5. 年度目標

貨幣は、経済取引の基礎をなし、国民生活に不可欠なものです。造幣局は、造幣局法において、通貨制度の安定に寄与することを目的として、財務大臣が定める製造計画に従った貨幣の製造及び販売用貨幣の販売等を行うこととされており、通貨行政の執行機関として位置付けられています。また、同法において、勲章及び褒章、公共上の見地から必要な金属工芸品の製造、貴金属の品位証明等を行う機関として位置付けられています。

近年、経済活動の国際化も一層進展する中、デジタル技術等が著しく進化することにより、我が国通貨の偽造防止を巡る環境は厳しさを増しており、通貨に対する信頼を維持するための政策は一層重要となっています。新しい500円貨幣が令和3年11月から発行されたところであり、造幣局には、通貨当局と緊密に連携しながら、世界最高水準の偽造防止技術を活用した貨幣を、引き続き徹底した品質管理及び製造工程管理の下で確実に製造することに加え、次の貨幣の改鋳も見据えた偽造防止技術等に関する調査・研究及び卓越したデザインの検討を推進・強化することが求められます。

記念貨幣の販売については、記念貨幣が国家的な記念事業として発行されることに鑑み、公正・公平な抽選や確実な配送により、広く国民に行き渡るよう注力することが求められます。また、貨幣セットの販売については、新たな貨幣製造技術の開発や顧客層の拡大を図ることにより、国民に対し貨幣製造事業を紹介するとともに、国民の貨幣に対する理解を深めることが求められます。

勲章及び褒章は、天皇の国事行為として、国家又は公共に対し功労のあった国民等に授与されるものです。このため、これまで培ってきた製造技術を駆使しつつ、徹底した品質管理の下で、その栄誉に相応しい製品を確実に製造することが求められます。また、金属工芸品については、高度な技術の下で確実に製造した製品を販売するとともに、新製品の開発等を通じて、偽造防止技術をはじめとする貨幣製造技術の維持・向上に繋げていくことが求められます。

また、貴金属の品位証明等については、業界の自主的な取組等民間における実施状況を確認しつつ、業務を確実に実施することにより、中小零細企業の保護・育成と消費者の安心に寄与することが求められます。

造幣局には、明治4年以来、我が国が近代国家としての通貨制度の確立及び発展を図る過程において、150年余にわたって通貨行政に対して果たしてきた役割を今後とも全うするため、行政執行法人として国の行政事務と密接な連携を図るとともに、理事長のトップマネジメントの下、経営資源を的確に管理しつつ、貨幣をはじめとする製品を確実かつ

効率的に生産できる体制を維持・改良し、常に事業の継続性を確保するという責務を果たし、我が国の経済の発展と国民生活の安定に一層貢献することが求められています。

これらを踏まえ、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の9第1項の規定に基づき、主務大臣（財務大臣）から造幣局が令和5年度に達成すべき業務運営に関する目標（以下「年度目標」という。）の指示を受けて、業務運営を行いました。

詳細については、以下のURLより「令和5年度年度目標」をご覧ください。

https://www.mint.go.jp/about/info/info_nenndo_keikaku.html#nenndo_mokuhyo

6. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

造幣局の組織理念

● 使命 ●

高度な技術をもって次の事業を確実に実施するとともに、貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報を提供し、通貨制度の安定及び国民生活の向上に寄与する

- ・ 純正画一で偽造されない貨幣を、合理的な価格で安定的かつ確実に供給すること
- ・ 国の文化を象徴する記念貨幣及び技術やデザインを工夫した収集用貨幣セットを販売し、国内外の多様なニーズに応えること
- ・ 練達した技術により、国家・社会への功績を称えるに相応しい重厚で品格のある勲章や褒章を製造するとともに、精巧で美しい金属工芸品を製造して国民に魅力的な製品を提供すること
- ・ 高度で確実な技術により、公的主体として品位証明及び精製・分析のサービスを行うこと

● 組織としてめざす姿 ●

・ たゆまぬ進化

歴史と伝統を大切にしつつ、常に技能・知識の向上に励み、時代の変化に応じて職員自ら考え行動し、絶えず進化し続ける

・ 価値の創造

国内外の多様なニーズに応えて、最新の技術を活用して魅力的な製品・サービスを提供する

・ 環境保全

環境にやさしく、資源・材料を無駄にせず、将来にわたって持続可能な社会の実現に貢献する

・ 地域貢献

地域の発展に貢献し、地域から信頼され親しみを持たれる存在になる

・ みんなが主役

職員一人一人の多様性を尊重する、明るく風通しの良い、安全安心な職場環境で、誇りとやりがいを目指す

● 行動指針 ●

信頼と挑戦

7. 事業計画

造幣局は、貨幣の製造、記念貨幣の製造及び販売、勲章の製造、品位証明等、極めて公共性の高い業務を担っています。これらの業務は、経済活動や国民生活の基本インフラストラクチャーに不可欠な構成要素であり、高度な技術を駆使し、高い品質の製品を安定的かつ持続的に生産すること等が造幣局に求められる重要な責務です。また、令和3年11月に世界最高水準の偽造防止技術を搭載した新しい500円貨幣が発行されたところであり、造幣局には通貨当局と緊密に連携しながら、引き続き徹底した品質管理及び製造工程管理の下で確実に製造することが求められています。さらに、的確な設備投資や研究開発の実施等により貨幣をはじめとする製品を確実かつ効率的に生産できる体制を維持・改良し、事業の継続性を確保することも重要です。

理事長のトップマネジメントの下、取り巻く環境の変化に応じて的確に経営資源を管理しつつ、これらの責務を果たし、行政執行法人として国の行政事務と密接に関連した事務・事業を確実かつ正確に執行するとともに、将来にわたって業務の質を向上させていくよう、引き続き取り組んでまいります。

独立行政法人通則法第35条の10第1項の規定に基づき、年度目標を達成するための令和5年度事業計画を作成した上で主務大臣（財務大臣）の認可を受け、年度目標の達成に取り組みました。事業計画の項目及び主な内容は次のとおりです。

詳細については、以下のURLより「令和5年度事業計画」をご覧ください。

https://www.mint.go.jp/about/info/info_nenndo_keikaku.html#jigyo_keikaku

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 貨幣製造事業

- (1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成
 - ・ 貨幣製造計画の確実な達成
 - ・ 生産管理体制の一層の充実強化
 - ・ 計画的な設備投資及び的確な保守点検実施による設備の安定稼働
 - ・ 柔軟で機動的な製造体制の確保
 - ・ 情報漏えい、紛失・盗難発生の防止
 - ・ 地金亡失の防止
- (2) 通貨当局との密接な連携による貨幣に対する信頼の維持・向上の取組等
 - ・ 国内外における貨幣の動向調査及びデザイン力強化等による貨幣に対する国民の信頼の維持・向上への貢献
 - ・ 現金取扱機器の製造業者等に対する的確な情報提供
 - ・ 記念貨幣の発行に向けた通貨当局への協力

	・ 迅速かつ確実な真偽鑑定実施のための体制維持 ・ 偽造動向や貨幣全般に係る情報収集による通貨当局への的確な情報提供 ・ 外国政府及び外国の貨幣関連機関等からの研修・視察受入れによる国際貢献 (3) 国民に対する情報発信 ・ わかりやすい情報発信、貨幣に対する関心を深めるための子供向け広報の充実 ・ 博物館来館者及び工場見学来場者の満足度向上 (4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発 ・ 貨幣の偽造抵抗強化に資する独自の偽造防止技術の開発、製造技術の高度化、製造工程の効率化等につながる研究の着実な推進 (5) 外国貨幣等の受注、製造
	2. その他の事業 (1) 勲章等及び金属工芸品の製造等 ・ 徹底した品質管理、伝統技術の確実な維持・継承、機械化による一層の効率化の推進 ・ 情報漏えい、紛失・盗難発生防止 (2) 貨幣の販売 ・ 公平性に配慮し、徹底した販売プロセス管理の下での記念貨幣等の販売 ・ 情報漏えい、紛失・盗難発生防止 (3) 貴金属の品位証明・地金及び鋳物の分析業務 ・ 返却期限の遵守、収支相償の達成への取組の推進 ・ 情報漏えい、紛失・盗難発生防止
II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
	1. 組織体制、業務等の見直し (1) 組織の見直し ・ 適正な人員配置、適正な給与水準の維持・公表 (2) 業務の効率化 ・ コスト削減、情報システムの活用による業務の効率化・迅速化、情報システム関連機器の計画的な更新 ・ 調達等合理化計画に基づく適切な契約の実施及び契約実績の公表 ・ 民間への業務委託の検討
III. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	
	1. 予算
	2. 収支計画
	3. 資金計画
	4. 採算性の確保
	・ 経常収支率100%以上 ・ 販売費及び一般管理費の抑制

IV. 短期借入金の限度額
V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
VI. Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
VII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項
1. ガバナンス強化に向けた取組 (1) 内部統制に係る取組 - 業務方法書に定めた内部統制の推進に関する事項等の適正な実施 (2) コンプライアンスの確保 - 業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生防止 (3) リスクマネジメントの強化 - リスクマネジメントの強化に向けた取組 - 事業継続マネジメント（BCM）の適切な運用、防災訓練の計画的な実施 - 新型コロナウイルス感染防止策の徹底と状況に応じた見直し (4) 個人情報の確実な保護等への取組 - 個人情報の漏えいの防止、保有個人情報の開示請求及び情報公開請求等への確実な対応 (5) 情報セキュリティの確保 - 情報セキュリティ対策の確実な実施 (6) 警備体制の維持・強化 - 警備に関する計画の着実な実施、訓練の実施
2. 人事管理 - 計画的な人材の確保・育成、適材適所の人事配置 「働き方改革」を踏まえた労働時間の適切な管理
3. 施設及び設備に関する計画 設備投資の際の厳格な審査、投資効果や進捗状況の適切な把握
4. 保有資産の見直し 東京支局移転後の跡地売却代金に係る国庫納付の実施
5. 職場環境の整備 (1) 労働安全の保持 - 安全で働きやすい職場環境の整備への取組 - 重大な労働災害の発生防止 (2) 健康管理の充実 「安全衛生に関する計画」に沿った取組の確実な実施 (3) 職務意識の向上・組織の活性化 - 役職員間等における密なコミュニケーションによる職務意識の向上、組織の活性化

	6. 環境保全
	・ 環境保全に関する計画の実施 ・ 回収貨幣及び返り材の再利用 100%、再資源化可能な廃棄物の再資源化 100%
	7. 積立金の使途
	Ⅷ. 中期的な観点から参考となるべき事項
	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
	(1) 設備の維持・管理 ・ 中期的な観点に立った設備投資の計画的な実施 (2) 研究開発等 ・ 中期的な観点に立った調査及び研究開発の計画的な実施
	2. 業務運営の効率化に関する事項
	(1) 組織体制の効率化 ・ 令和6年度末の常勤役職員の総数を令和元年度末以下 (2) 業務の効率化 ・ 令和2年度から令和6年度までの5年間における経費率の実績平均値を平成27年度から令和元年度までの5年間における実績平均値以下

8. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

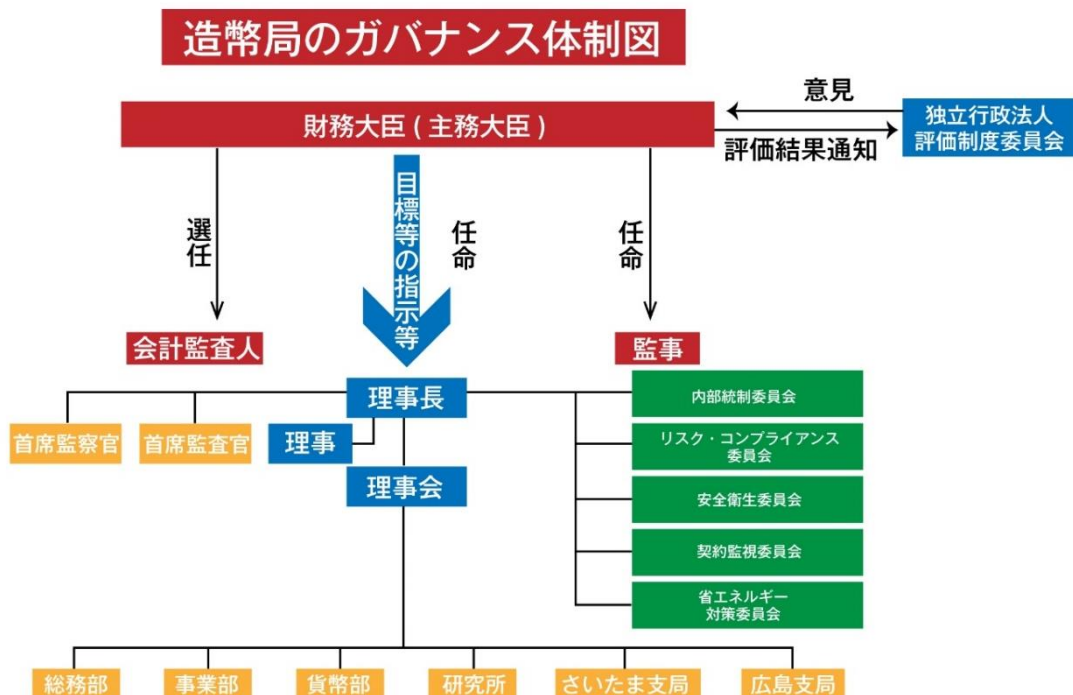
①主務大臣

造幣局の各業務及び役職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項について、主務大臣は財務大臣となっております。

②ガバナンス体制図

ガバナンス体制は次のとおりです。なお、平成26年（2014年）の独立行政法人通則法の一部改正等を踏まえ、平成27年（2015年）に業務方法書を改正し、役員の職務の執行が独立行政法人通則法等の関係法令に適合するための体制その他造幣局の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備し、造幣局のミッションを効率的かつ効果的に達成していくことを明確化しました。また、内部統制機能の有効性のチェックのため会計監査人の監査の他、リスク・コンプライアンス委員会等外部有識者等からなる委員会を設け定期的なモニタリング等を実施しております。内部統制システムの整備の詳細については、以下のURLより独立行政法人造幣局業務方法書第24条をご覧ください。

https://www.mint.go.jp/about/info/20230306_gyoumuhouhousyo.html



(2) 役員等の状況

① 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴 (令和6年3月31日現在)

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	ごとう けんじ 後藤 健二	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日		昭和63年4月 大蔵省入省 令和4年6月 大阪国税局長 令和5年4月 独立行政法人造幣局 理事長
理事 (常勤)	さとう ゆうさく 佐藤 雄作	令和5年10月1日 ～ 令和7年9月30日	総務部(海外業務課を除く。)、さいたま支局総務課(販売・顧客サービス室を除く。)、及び広島支局総務課の業務	平成2年4月 大蔵省関東財務局入局 令和3年7月 財務省近畿財務局 理財部長 令和4年7月 独立行政法人造幣局 総務部長 令和5年7月 独立行政法人造幣局理事
理事 (常勤)	かとう ひでき 河東 秀樹	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	総務部海外業務課、事業部並びにさいたま支局総務課販売・顧客サービス室及び事業調整課装金係の業務	昭和58年4月 住友商事㈱入社 平成30年3月 イラン住友商會社社長 令和3年4月 独立行政法人造幣局理事
理事 (常勤)	たにぐち やすし 谷口 靖	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	貨幣部、研究所、さいたま支局事業調整課(装金係を除く。)、及び貨幣課、広島支局(総務課を除く。)、並びに安全衛生及びエネルギー管理統括者の業務	昭和61年4月 大蔵省造幣局入局 令和2年4月 独立行政法人造幣局 貨幣部長 令和5年4月 独立行政法人造幣局理事
監事 (常勤)	くわた しゅういち 桑田 周一	令和5年6月22日 ～ 令和6事業年度についての財務諸表承認日		昭和62年4月 住友海上火災保険㈱入社 平成31年4月 三井住友海上火災保険㈱ 理事・関西本部京都支店 長 令和4年4月 京都先端科学大学 令和5年6月 独立行政法人造幣局監事
監事 (常勤)	きまた えいこ 木股 英子	令和5年6月22日 ～ 令和6事業年度についての財務諸表承認日		平成4年4月 大蔵省関東財務局入局 令和3年7月 金融庁証券取引等監視 委員会事務局総務課長 令和5年6月 独立行政法人造幣局監事

②会計監査人の名称及び報酬

会計監査人は有限責任あずさ監査法人であり、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれ957万円（税抜）及び462万円（税抜）です。

（３）職員の状況

① 常勤職員は令和5年度（2023年度）末現在832人（前期比22人増加）であり、平均年齢は44.8歳（前期末44.3歳）となっています。このうち、国からの出向者は5人です。また、令和6年（2024年）3月31日付退職者は8人です。

② 政府が進めている働き方改革を進め、職員のワークライフバランスを実現するため、毎週水曜日と育児の日（毎月19日）を定時退庁日と設定し、幹部職員が巡回指導するなど職員に定時退庁を促す取組を行っています。また、年次有給休暇や育児休業の取得も推進しており、令和5年（1月～12月）における年次有給休暇の取得率は88.5%となり、当事業年度の育児休業取得率は、男性55%、女性100%となりました。

※年次有給休暇取得率：「職員が取得した年次有給休暇日数（繰越日数を含む）」÷「職員に付与された年次有給休暇日数（繰越日数は含まない）」×100

育児休業取得率：「育児休業取得者数」÷「新たに育児休業が取得可能になった人数」×100

（４）重要な施設等の整備等の状況

当事業年度の施設等への投資実施額は、2,807百万円（税込）であり、主要な施設等は次のとおりです。

①当事業年度中に完成した主要施設等

防犯設備改修工事	290百万円
圧印機	201百万円
鋳造装置（切断機交換等）修理	152百万円
不全板剪断装置	111百万円

②当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

販売管理システム	501百万円
会計システム	300百万円
圧印機	234百万円
コイル、シスル及び正量円形搬送装置修理	130百万円
配電設備・自家発電設備等修理工事	118百万円

③当事業年度中に処分した主要施設等

該当なし

※①②に記載の金額は税抜

(5) 純資産の状況

①資本金の状況

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	52,957	-	▲1,830	51,127
資本金合計	52,957	-	▲1,830	51,127

※当期に資本金が減少したのは、当事業年度に東京支局跡地売却代金に係る国庫納付を行ったためです。

②目的積立金の申請状況、取崩内容等

目的積立金の申請及び繰越積立金の取崩は行っておりません。

(6) 財源の状況

①財源の内訳（全額自己収入）

造幣局全体としての売上高は27,746百万円^(注)で、その内訳は、貨幣製造事業の売上高19,347百万円（売上高の69.7%）、その他の事業の売上高8,442百万円（同30.3%）となっています。

（注）造幣局全体としての売上高を算出するにあたり、各事業の売上高の合計から内部取引の相殺消去分42百万円を差し引いています。

また、営業外収益は279百万円で、主なものは宿舍貸付料等です。

②自己収入の明細

当該項目については上記①に記載のとおりです。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

造幣局は、製造事業を営む公的主体として模範となるよう、地球温暖化等の環境問題へ積極的に貢献する観点から、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）等を踏まえた環境保全に関する計画を定めています。

本計画に沿って、法令を確実に遵守し、効率性に配慮しつつ必要な設備を備えるとともに、環境物品の確実な調達やISO14001認証の維持等を行うことにより、地球環境保全、公害の防止、生物の多様性の保全等の自然環境の保護及び整備、循環型社会の形成、事業活動による環境負荷の軽減その他の環境保全を図る等の取組を行

っております。

「令和5年度環境保全計画」の主な実施状況は以下のとおりです。

①環境関連法令等の遵守

環境関連法令等を確実に遵守するため、環境関連法令等の改廃を確認するとともに、各課室における環境関連法令等の遵守状況の実地調査を行い、確実に遵守されていることを確認しました。

②建築物の建築、管理等に当たっての配慮

建築物の建築、管理等に当たっては、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮しました。

③環境マネジメントシステムの運用・維持

環境保全活動の継続的改善に係る目標を定め、その目標達成に向けて取り組む等、環境マネジメントシステムの運用・維持に努めました。また、令和5年（2023年）11月に外部審査登録機関によるISO14001の再認証審査を受審し、環境マネジメントシステムが規格要求事項に継続的に適合し、継続して有効であるとの判定を受けました。

④製品の開発、設計、製造段階における環境負荷の低減

製品の開発、設計、製造等においては、環境負荷を低減する方法を積極的に採用するように努めました。

⑤環境保全に関する啓蒙活動の推進

各種会議、電子メール、局内掲示板等の情報発信の機会を活用し、環境保全についての啓蒙活動を推進しました。また、環境保全に関する講習会等に積極的に参加するとともに、公害防止管理者等の法定資格取得者の計画的な育成に取り組みました。

⑥その他

業務の効率化や事務の簡素化を進めるとともに、超過勤務縮減キャンペーン週間の実施等を通じて、ワークライフバランス及び働き方改革を一層推進することにより、エネルギー使用量の抑制に努めました。

（8）法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

造幣局は、明治4年（1871年）の創業以来長きにわたって、高品質で純正画一な貨幣の確実な製造等の業務を効率的、効果的かつ透明性をもって行い、国民の皆様からの貨幣の信頼維持に努めております。その源泉の状況は以下のとおりです。

①高度な技術力

造幣局では、貨幣への搭載が可能な世界最高水準の偽造防止技術等の開発を目指した研究を行い、貨幣の偽造抵抗力の強化に資する独自の技術開発、製造技術の高度化、製造工程の効率化等につながる研究を着実に進めており、蓄積された高度な専門知識と分析能力を有しております。

日本は諸外国に比べて偽造貨幣の発見枚数が少ないと言われていますが、これは500円貨幣に搭載されている微細線、微細点、斜めギザ等の独自に開発した偽造防止技術が、偽造抵抗力を高めているためと考えられます。

令和3年(2021年)11月に新しい500円バイカラー・クラッド貨幣の発行(日本銀行から金融機関への支払)が開始されました。同貨幣には、これまでの研究成果を活かし、①素材に新規技術であるバイカラー・クラッド(二色三層構造)、②貨幣の縁に、通常貨幣(大量生産型貨幣)への採用は世界初となる異形斜めギザ(ギザの一部を他のギザとは異なる形状にしたもの)、③貨幣の縁の内側に、新たに微細文字「500YEN」「JAPAN」を採用し、偽造抵抗力が更に強化されました。

当事業年度においては、「令和5年度研究開発計画」に基づき、高度な技術の種を見出すための幅広い分野の事前調査を行うとともに、6件の研究テーマを設定し、研究開発を行うなど技術力向上に資するノウハウの蓄積に努めました。

また、研究開発成果を適切かつ効果的に活用するため、記念貨幣や金属工芸品等への製品化を行うことで、実用化に向けた研究を促進させてまいりました。当事業年度においては、令和元年度に共同開発企業と特許出願していた「硬貨類合流装置」が特許登録されました。

国内貨幣と異なる仕様の外国貨幣を製造することは、貨幣の製造技術やデザイン力の維持・向上、改鑄等への対応力の強化に資することから、国内貨幣の製造等の業務の遂行に支障のない範囲で外国貨幣の受注に取り組んでいます。当事業年度においては、カンボジア国立銀行との共同企画として日カンボジア友好70周年記念カンボジア5,000リエル銀貨幣を製造し、戦後初めて外国貨幣を受注した平成19年(2007年)以降、10か国16種類(一般流通貨幣2か国2種類、記念貨幣10か国14種類)の外国貨幣を製造しています。

造幣局では、今後とも国内貨幣の製造等の業務の遂行に支障のない範囲で、外国貨幣の受注にも積極的に取り組んでまいります。

一方、製造現場では、徹底した品質管理と製造工程管理が求められています。製造に直接携わる職員の創意工夫や、先輩職員等からの技能伝承、機械化による効率化をバランスよく取り入れることにより、技術力に磨きをかけております。

その結果、多くの職員の技能が認められ、表彰を受けています。

表 彰 実 績

当事業年度においても多くの職員の技能が認められ、「卓越した技能者表彰（現代の名工）」において4人、「科学技術分野の文部科学大臣表彰 創意工夫功労者賞」において3人が表彰されたほか、「大阪府優秀技能者表彰（なにわの名工）」、「大阪府青年優秀技能者表彰（なにわの名工若葉賞）」等に職員が選出され、表彰を受けました。

直近の主な受賞実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
現代の名工	3人	—	3人	3人	4人
創意工夫功労者賞	6人	3人	6人	5人	3人
なにわの名工	9人	11人	13人	8人	7人
なにわの名工若葉賞	2人	3人	2人	1人	3人
埼玉の名工	1人	1人	—	1人	—
広島県技能者表彰	1人	1人	1人	1人	—

②独立採算による運営

造幣局は、理事長が造幣局の運営全般について自ら意思決定を行い、独立採算で健全に運営する責務を負っており、効率的な事業運営の結果、利益が生じた場合には国庫納付を行っています。

独立行政法人としてのメリットを活かし、事業部的組織の権限と責任を明確化し、理事長をはじめとする幹部職員がリーダーシップを発揮しながら組織の整理統合、企画機能の強化、組織及び人員計画の機動的な見直しを行っています。また、危機発生に備えた内部管理体制の強化や人材育成に配慮するとともに、ERPシステム（基幹業務システム）や標準原価制度の導入により、部門別収支をはじめとしたコスト管理を徹底しているほか、製造工程における積極的な自動化・効率化に取り組んでいます。

③社会貢献・地域とのつながり

造幣局では、貨幣の偽造対策として、純正画一で高品質な貨幣を製造するとともに、常日頃から警察や日本銀行等の関係機関への全面的な協力を行うことで、通貨政策を担う財務省と一体となって貨幣への信頼の維持に努めています。

また、天皇の国事行為として授与される勲章等について、国家・社会への功績を称えるに相応しい重厚で品格のある勲章等を確実に製造することで、栄典制度へ寄与しています。

一方、貨幣の信頼の維持のための情報発信の一環として、本局、さいたま支局及び広島支局において、工場見学を実施しており、工場見学用の特別の廊下を設け、

ガイドが説明しながらご案内しております。併設する博物館等では、お金の歴史や貨幣及び勲章等の製造工程を見学いただけます。

また、明治16年(1883年)から続く本局の「桜の通り抜け」や、平成3年(1991年)に一般公開を開始した広島支局の「花のまわりみち」は、各地域の春の風物詩となっており、令和3年(2021年)にはさいたま支局の「桜のさんぽ道」の一般公開を開始し、地域をはじめとする国民の皆様とのつながりを大切にしております。

工 場 ・ 博 物 館 見 学

貨幣をより身近に感じていただけるよう、工場見学を実施しています。また、お金の歴史や造幣局の事業を博物館で紹介しており、定期的に特別展を開催しています。

工場見学(ガイドツアー)については、本局及びさいたま・広島両支局において新型コロナウイルス感染症が5類感染症となったことに伴い、受け入れ人数上限を拡大しました。また、限定イベントとして「大人の工場見学」を開催し、通常の工場見学ではご覧いただくことのできない勲章製造工程を公開しました。

博物館においては、「古銭研究の愉しみ～江戸時代の銭貨図鑑から『大日本貨幣史』まで～」などの特別展を計3回開催しました。また、博物館ブログで展示品等に関する情報を発信し、造幣局公式 YouTube チャンネルにて特別展の見どころ等の動画を配信しました。

出 張 造 幣 局

学校の社会科学習や地域の教養講座等で、日頃皆さんが使っている1円から500円までのお金が、どのように造られ、どのような工夫がされているのかをビデオやパネルを使って紹介する「出張造幣局」を行っています。

お金の役割や、その大切さを理解いただくことで、経済のしくみを学ぶ機会としてお役立っていただければと考えています。



お 金 と 切 手 の 展 覧 会

独立行政法人国立印刷局と一般財団法人印刷朝陽会との共催により、毎年、夏休み期間中に、全国の主要都市から一都市を選んで開催しています。

なお、当事業年度においては、三重県四日市市で開催し、職員による勲章製造の実演や、缶バッジ制作体験を実施しました。



造 幣 さ い た ま サ ン ク ス フ ェ ア

さいたま支局では、毎年10月の土日の2日間、地域の皆様へ日頃の操業への理解に感謝を伝える「造幣さいたまサクスフェア」を開催し、工場見学、博物館における特別展のほか、親子でお楽しみいただけるよう、クイズラリー等の子ども向け学習イベントを実施しています。



造幣さいたまサクスフェア2023（令和5年10月開催）の様子

桜の通り抜け・花のまわりみち・桜のさんぽ道

大阪にある造幣局（本局）では、明治16年（1883年）から「桜の通り抜け」を毎年4月中旬頃に開催し、構内の通路（大川（旧淀川）沿いの全長約560メートル）を1週間にわたり一般開放し、たくさんのお客様にお越しいただいています。

また、さいたま支局においては「桜のさんぽ道」、広島支局においては「花のまわりみち」を開催し、構内を開放しています。

造幣局では例年、桜に親しみを持っていただくため特定の品種を「今年の花」として選定しています。さらに、造幣局の桜を楽しんでいただくために開花状況の写真等をホームページ及びInstagram等の各種SNSに掲載するとともに、映像にまとめて造幣局公式YouTubeチャンネルにて公開しています。



桜の通り抜け
しょうげつ
今年の花「松月」

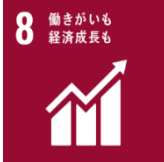


花のまわりみち
すまうらふげんぞう
今年の花「須磨浦普賢象」

(9) サステナビリティに関する方針及び取組の概要

造幣局は年度目標・事業計画に基づき事業運営を行っています。その中にはサステナビリティに関する取組も多く含まれており、年度目標・事業計画に定められた事項を達成することを通じ、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいます。

サステナビリティに関する取組の概要は以下のとおりです。

SDGs 項目		取組内容
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	・労働災害ゼロに向けた安全衛生活動の推進等(安全衛生に関する計画の実行) ・ワークライフバランス推進等(職員の健康を守る取組みの実施) ・大気、水質、土壌汚染に関する規制基準の遵守等(環境保全計画の実行)
	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	・出張造幣局、出張講演(学校教育への支援活動) ・計画的な人材育成等(人事管理運営方針の実行)
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う	・女性採用者割合の目標設定等(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の実施)
	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	・大気、水質、土壌汚染に関する規制基準の遵守(環境保全計画の実行) ・工業用水循環装置の設置、運用
	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	・省エネルギーの推進(環境保全計画の実行、環境目標の設定・実施計画の実行) ・再生可能エネルギー100%の電力の調達
	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	・計画的な人材育成等(人事管理運営方針の実行) ・女性管理職割合の目標設定(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の実施) ・労働災害ゼロに向けた安全衛生活動の推進等(安全衛生に関する計画の実行) ・ワークライフバランス推進等(職員の健康を守る取組みの実施) ・金銀地金の調達等における紛争鉱物対策(強制労働等の根絶)

 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	・インフラとしての貨幣の製造、記念貨幣の製造及び販売、勲章の製造、品位証明の実施 ・回収貨幣及び返り材(スクラップ)の100%再利用及び再資源化可能な廃棄物の100%再資源化による資源利用効率の向上 ・クリーンエネルギーの導入等(環境保全計画の実行)
 10 人や国の不平等をなくそう	国内及び各国家間の不平等を是正する	・障害者雇用(人事管理運営方針の実行)
 11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	・日本の世界遺産を紹介した貨幣セットの販売 ・大気、水質、土壌汚染に関する規制基準の遵守(環境保全計画の実行) ・回収貨幣及び返り材(スクラップ)の100%再利用及び再資源化可能な廃棄物の100%再資源化による資源利用効率の向上
 12 つくる責任 つかう責任	持続可能な消費生産形態を確保する	・回収貨幣及び返り材(スクラップ)の100%再利用及び再資源化可能な廃棄物の100%再資源化による資源利用効率の向上 ・大気、水質、土壌汚染に関する規制基準の遵守(環境保全計画の実行) ・開発途上国を含む諸外国の貨幣関連機関等からの研修・視察の受け入れ
 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	・大気、水質、土壌汚染等に関する規制基準の遵守(環境保全計画の実行)
 14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	・大気、水質、土壌汚染に関する規制基準の遵守(環境保全計画の実行)
 16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	・金銀地金の調達等における紛争鉱物対策(強制労働等の根絶) ・個人情報保護及び情報公開への確実な取組

9. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

①リスク管理強化の取組

造幣局の役割（ミッション）遂行の障害となるリスクを識別し、識別したリスクに対する評価に基づき、そのリスクの発生防止又は発生時の被害低減に向けた対策を策定し、実施することにより、リスク管理の強化に向けた取組を行っております。

当事業年度においては、部門ごとに潜在するリスクを把握し、組織全体として管理すべきリスクについては、リスク管理表及びリスクマップを策定し、リスクの低減等に向けた課題や実施スケジュール等を明確にした上、リスク低減対策を実施し、リスク低減対策の進捗状況等を四半期ごとに理事会に報告する等、引き続きリスク管理の強化に取り組んでいます。

造幣局では、平成29年度（2017年度）にリスクの洗い出しを実施して以来、重要又は組織横断的なリスクを抽出し、詳細管理を行うこととしています。主なものとしては、大規模災害の発生のほか、施設・設備の老朽化による貨幣製造等への影響、重大な情報セキュリティインシデントの発生等が挙げられ、当該リスクについては「社会経済への影響」、「財務への影響」及び「発生頻度／発生時期」で評価し、リスクの管理を行っています。

②事業継続マネジメント（BCM）の適切な運用

事業継続計画（BCP）については、事業継続を阻害する要因として最も甚大な影響がある地震による大規模災害を想定したもの、感染症に係るもの及び水害に係るものを定めています。

詳細については、以下のURLより「令和5年度の業務実績に関する自己評価書」の「リスクマネジメントの強化」の項目をご覧ください。

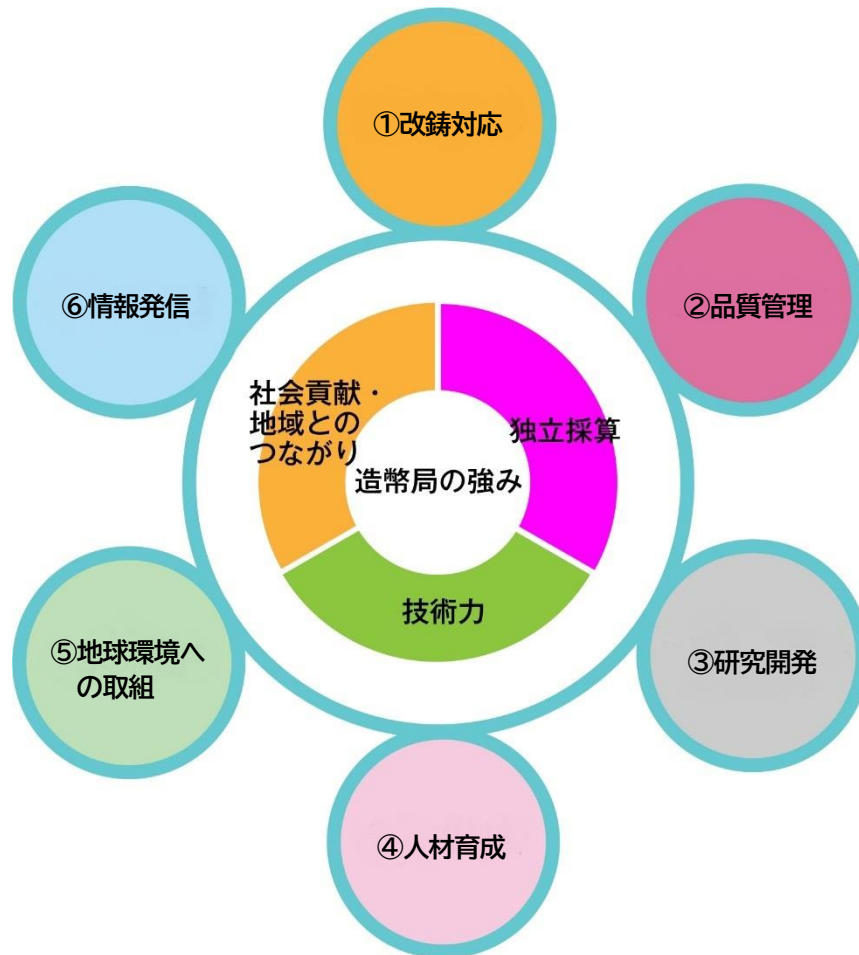
https://www.mint.go.jp/about/info/info_nerndo_keikaku.html#gyoumu_jisseki3

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

造幣局は、経済取引の基礎となる貨幣の製造、国家的記念事業として発行される記念貨幣の製造及び販売、国家が与える栄誉を表象するにふさわしい品格等が求められる勲章の製造、消費者保護や貴金属取引の安定に寄与する品位証明、さらには偽造貨幣大量発生時の財務大臣による緊急改鋳要請への速やかな対応等、極めて公共性の高い業務を担っています。これらの業務は、経済活動や国民生活の基本インフラストラクチャーに不可欠な構成要素であり、造幣局の持つ高度な技術を駆使し、高い品質の

製品を独立採算制の下、効率的、安定的かつ持続的に生産すること等が造幣局に求められる重要な責務です。一方、これらに備えるための高度な偽造防止技術の開発や人員及び設備の維持が必要であり、その有効活用が求められます。

このようなことを念頭に、以下の課題に取り組んでまいります。



①改鋳への対応

造幣局では、偽造貨幣が大量に発生した際の緊急改鋳への対応を想定しつつ、国際的な広がりを見せる通貨偽造の課題に対応していくため、通貨当局と連携し、国内外の偽造動向・技術情報について調査を行っています。さらに、迅速かつ確実な真偽鑑定を実施できるような体制を維持するとともに、外国の貨幣関連機関と積極的に情報交換を行い、偽造の抑止等に取り組んでいます。

②品質管理の改善に向けた取組

生産管理システム及びERPシステムを活用し、工程ごとの製造作業等の進捗状況や在庫数量に係るデータをロット単位等で細かく収集・分析することにより、生産管理を徹底しています。また、不良品の発生等、製造工程上のトラブルが発生した場合には、ISO9001に基づき、原因の究明、対応策の検討、製造工程への

フィードバック等の一連の対応を迅速に行う等、厳格な品質管理のもと、純正画一な貨幣の製造を行ってまいります。

③偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発

偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発を推進することは、財務省の重要な任務の一つである通貨に対する信頼を維持するうえで重要な要素であり、当事業年度においては、高度な技術の種を見出すための幅広い事前調査を行うとともに、6件の研究テーマを設定し、技術力向上に資するノウハウの蓄積に取り組みました。引き続き、高度な専門知識と蓄積された知見を有効活用し、研究開発に注力してまいります。

④人材育成・技能継承

造幣局が担う貨幣の製造等の業務は、経済活動や国民生活の基本インフラストラクチャーに不可欠な構成要素であり、当該業務を確実に遂行するとともに、持続的発展のためには人材育成が極めて重要であることから、人材育成方針（キャリアパス）として、令和2年度（2020年度）に「一般職・研究職の育成方針」を、令和3年度（2021年度）に「技能職の育成方針」を策定しました。引き続き、個々の職員が誇りと使命感を持ち、高い職業意識・職業倫理をもって職務を遂行し、また、高度な技能の円滑な継承ができるよう、各種の研修を通じて意識の向上に努めてまいります。

研 修 制 度

組織力強化の観点から、外部の専門講師を招いて実施する階層別研修をはじめ、技能職員対象の技能総合専門研修では、専門的かつ高度な製造技術の習得を目指して、装金事業に従事する職員を東京藝術大学美術学部工芸科に派遣する等、外部研修を積極的に行っています。また、渉外業務等の能力向上のための語学研修や、中央省庁及び大学等が実施する研修に職員を派遣する派遣研修、各分野の専門講師を招き、職務上の技能及び知識を習得するための目的別研修を適宜実施しています。



金沢美術工芸大学名誉教授で人間国宝の中川衛先生によるご指導の様子

ものづくりの技能伝承

造幣局は公共機関では数少ない「ものづくり」を業務として行う組織であるため、その業務を次の世代へ引き継いでいくためには、単なる書類の引継ぎにとどまらず、これまで培ってきた技術的なスキルやノウハウを教え伝えることが不可欠です。

造幣局では、例えば手作業が多いものの製造数が少なく場数を踏むことが難しい品目の製造工程（文化勲章の組立作業）を映像化し、次の世代がそれを視聴し習得できるようにする取組を行うなど、ものづくりの技能伝承を推進しています。

⑤地球環境への取組

造幣局では、ISO14001の規定に基づく環境マネジメントシステムの下、環境保全活動の継続的改善に係る目標を定め、その目標達成に向けて取り組んでいます。具体的には、法令に基づく大気・水質等の規制基準の遵守、廃棄物の適正処理、化学物質の使用量の把握、省エネに関する取組等を行い、環境保全と調和のとれた事業活動を行うほか、環境物品等の調達の推進を図るための方針に基づき、環境物品等を調達するよう努めています。

当事業年度においては、本局・広島支局使用分の電力について、再生可能エネルギー比率100%の電力調達契約を締結しました。これにより、さいたま支局分（令和3年度締結）と併せ、令和6年度の造幣局における電力に由来する二酸化炭素排出量は、0トンとなる見込みです。

貨幣のリサイクル

持続可能な循環型社会の実現に向けて、環境保全や資源の有効活用の観点から、造幣局のものづくりでは製造工程内で発生する返り材（スクラップ）の再利用の取組のほか、国から交付された回収貨幣の再利用に取り組んでいます。

世の中に流通して摩耗する等古くなった貨幣や改鑄により置き換えられた旧貨幣は市中から回収され、国から回収貨幣として造幣局に交付されます。この回収貨幣と返り材（スクラップ）を、一緒に造幣局の溶解炉に投入し、貨幣用の鑄塊を製造しています。



造幣局の溶解炉で回収貨幣を溶解している様子

その他地球環境への取組については、以下のURLより「環境への取り組み」をご覧ください。

https://www.mint.go.jp/about/profile/guide_environment.html

⑥情報発信及び地域とのつながり

造幣局では、貨幣の信頼の維持のための情報発信の一環として、国民の皆様へ造幣局の事業や貨幣に関する知識や理解を深めていただくため、ホームページ、造幣局 Facebook、造幣局公式 YouTube チャンネル、造幣局公式 Instagram での情報発信を行っています。当事業年度においては、新たな情報発信ツールとして造幣局公式 X を開設し、記念貨幣等の販売情報やイベントに関する情報を掲載しました。

博物館においては、収蔵品の充実及び特別展示等にも力を入れており、当事業年度においては、特別展を3回開催しました。

今後も、工場見学の受入れ、特別展示等の開催、桜の通り抜け等のイベント、出張講演等の機会を通じて、地域の皆様をはじめとする国民の皆様の信頼と共感を得られるよう努めてまいります。

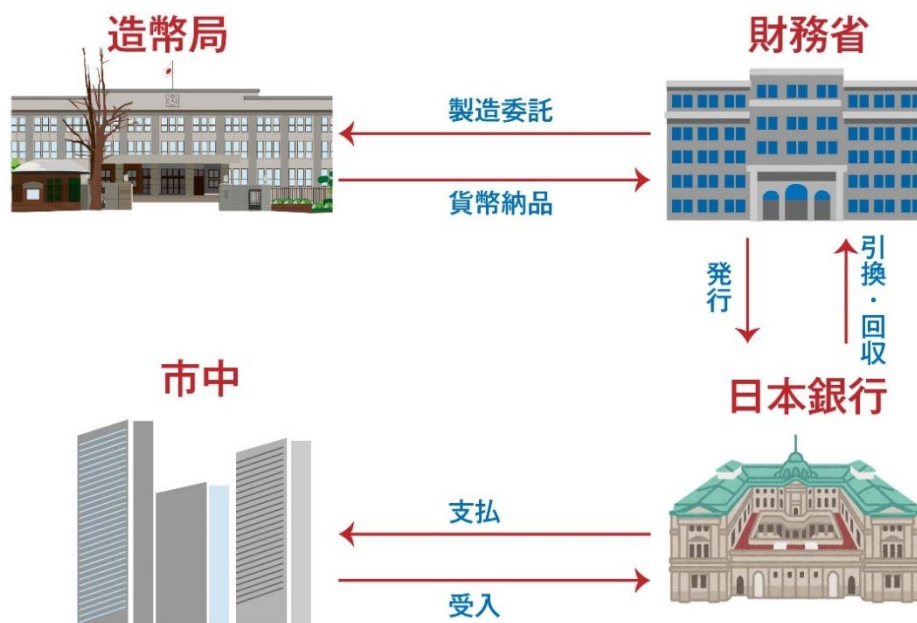
(3) その他

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。」とされていることについて、貨幣製造等を行う法人としての特性を踏まえつつも、共同調達の実施の観点から令和元年度（2019年度）に所要の規程改正を実施したうえ、自動車燃料の購入について令和4年度（2022年度）から共同調達を実現し、当事業年度においても引き続き実施しました。

10. 業績の適正な評価の前提情報

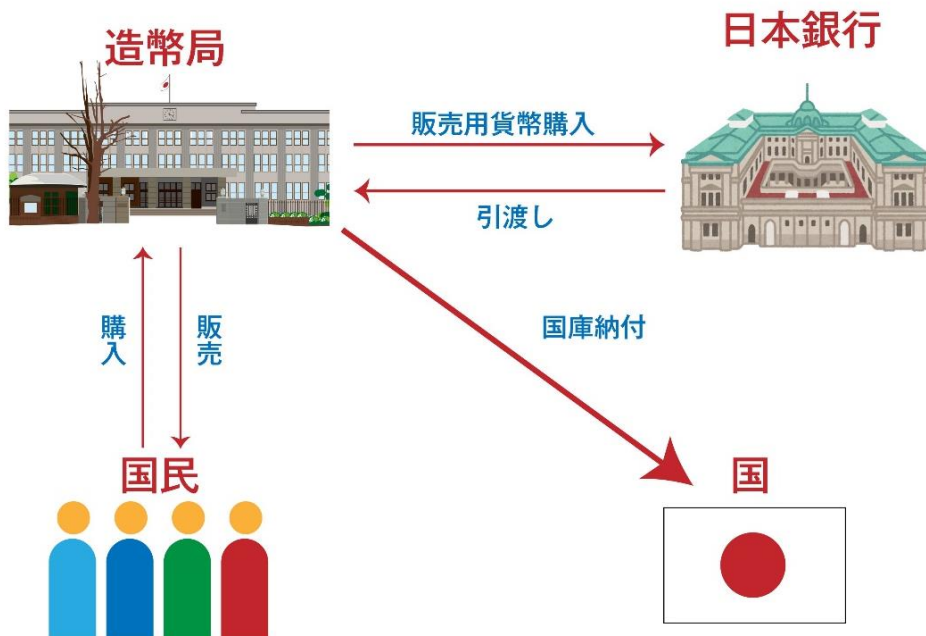
造幣局の事業についてのご理解とその評価に資するため、主な事業の前提となる事業スキームを次のとおり示します。

①貨幣製造事業

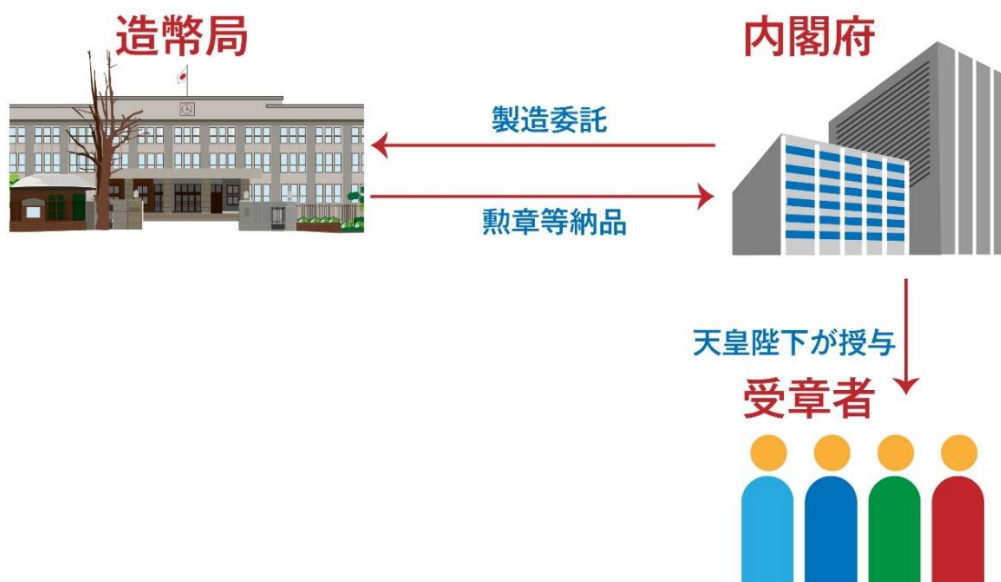


②その他の事業

●貨幣セット販売事業



●勲章等製造事業



1 1. 業務の成果と使用した資源との対比

造幣局は、独立行政法人通則法第35条の11第1項の規定により、毎事業年度の終了後、当該事業年度における業務の実績について、主務大臣の評価を受けなければならないとされています。また、同3項の規定により業務の実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出しなければならないとされています。

当事業年度の主な業務成果・業務実績の概要及び自己評価は以下のとおりです。

(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績

当事業年度の「I. 1. 貨幣製造事業」における、「(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成」については、500円バイカラー・クラッド貨幣等を徹底した品質管理のもと、確実に製造し、財務大臣の定める貨幣製造計画に従い納品しました。「(3) 国民に対する情報の発信」については、恒例の桜の通り抜け、花のまわりみち、桜のさんぽ道、造幣さいたまサンクスフェアを開催し、限定イベントとして大人の工場見学会や春休み親子イベントにおける貨幣セットの製作体験等を実施するなど積極的に広報活動を展開しました。また、本年1月には新たな情報発信ツールとして造幣局公式Xを開設し、記念貨幣等の販売情報やイベントに関する情報を発信するなど、SNSを活用した広報活動にも積極的に取り組みました。「(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発」においては、令和元年度に共同開発企業と特許出願していた硬貨類合流装置が特許登録されるなどの成果を得ることができました。

「I. 2. その他の事業」の「(1) 勲章等及び金属工芸品の製造等」においては、全ての製品を定められた期限までに確実に納品しました。また、「(2) 貨幣の販売」については、購入申込者が多数となり抽選を行った「2025年日本国際博覧会記念千円銀貨幣(第一次発行)」を確実にお客様へお届けするとともに、「忍たま30貨幣セット」、「おじゃる丸放送25周年貨幣セット」等を企画販売しました。「(3) 貴金属の品位証明・地金及び鉱物の分析業務」については、いずれも確実に作業を実施し、お客さまへの返却期限を遵守しました。

(2) 自己評価

当事業年度の「7. 事業計画」における各項目の自己評価の結果は、次のとおりです。

詳細については、以下のURLより「令和5年度の業務実績に関する自己評価書」をご覧ください。

https://www.mint.go.jp/about/info/info_nenndo_keikaku.html#gyoumu_jisseki3

項 目		評価	行政コスト
Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項			
1. 貨幣製造事業		A	19,110 百万円
(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成 【重要度・困難度：高】		A	
(2) 通貨当局との密接な連携による貨幣に対する信頼の維持・向上の取組等		B	
(3) 国民に対する情報発信		A	
(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発 【重要度・困難度：高】		A	
(5) 外国貨幣等の受注、製造		B	
2. その他の事業		B	7,994 百万円
(1) 勲章等及び金属工芸品の製造等 【重要度・困難度：高】		A	
(2) 貨幣の販売		B	
(3) 貴金属の品位証明・地金及び鉱物の分析業務		B	
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項			
1. 組織体制、業務等の見直し			
(1) 組織の見直し		B	
(2) 業務の効率化		B	
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項			
予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保		B	
短期借入金の限度額		—	
不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		B	
上記に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		—	
Ⅳ. その他業務運営に関する重要事項			
1. ガバナンス強化に向けた取組			
(1) 内部統制に係る取組		B	
(2) コンプライアンスの確保		C	
(3) リスクマネジメントの強化		B	
(4) 個人情報の確実な保護等への取組		B	
(5) 情報セキュリティの確保		B	
(6) 警備体制の維持・強化		B	
2. 人事管理		B	
3. 施設及び設備に関する計画		B	
4. 保有資産の見直し		B	

5. 職場環境の整備			
(1) 労働安全の保持	【重要度：高】	B	
(2) 健康管理の充実		B	
(3) 職務意識の向上・組織の活性化		C	
6. 環境保全		B	
7. 積立金の使途		—	
法人共通			△21 百万円
合計			27,083 百万円

(注1) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

(注2) 評価区分

S：法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：事業計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める。

(3) 主務大臣による過年度の総合評価の状況

区分	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
評価	B	B	B		
理由	過年度における項目別評価はS、A又はBであり、おおむね事業計画における所期の目標を達成している。				

(注) 評価区分

S：法人の業績向上努力により、全体として事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：法人の業績向上努力により、全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね事業計画における所期の目標を達成していると認められている。

C：全体として事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

【参考】平成27年度（2015年度）から令和元年度（2019年度）までの5年間における総合評価

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
評価	C	B	B	B	B
理由	過年度における項目別評価はA、B又はCであり、全体的にはB評価が大部分であることから、おおむね事業計画における所期の目標を達成している。				

12. 予算と決算との対比

(単位：百万円)

区 分	予算額	決算額	差額理由
収入			
業務収入	24,528	26,649	金属工芸品収入等が予定より多かったため
その他の収入	200	249	雑収入が予定より多かったため
計	24,728	26,898	
支出			
業務支出	19,468	23,019	
原材料の仕入支出	7,876	9,552	金属工芸品用原材料の仕入支出等が予定より多かったため
人件費支出	7,040	7,314	
その他の業務支出	4,156	5,169	支払経費が予定より多かったため
貨幣法第10条に基づく 国庫納付金の支払額	396	983	貨幣セット（銀プルーフ貨幣セット）の販売が予定より多かったこと等のため
施設整備費	4,507	2,729	次年度への繰越があったこと等のため
不要財産に係る国庫納付 金の支払額	1,830	1,830	
計	25,805	27,578	

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

詳細については、以下のURLより「令和5年度決算報告書」をご覧ください。

https://www.mint.go.jp/about/info/info_nenndo_keikaku.html#account

13. 財務諸表

①貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
I 流動資産	40,735	I 流動負債	2,750
現金及び預金(*1)	6,248	買掛金	1
有価証券	18,300	国庫納付金未払金	983
売掛金	2,236	前受金	180
棚卸資産	13,476	その他	1,586
その他	474	II 固定負債	11,067
II 固定資産	54,891	引当金	10,736
有形固定資産	47,466	退職給付引当金	10,317
無形固定資産	225	その他の引当金	419
投資その他の資産	7,200	その他	331
		負債合計	13,816
		純資産の部	
		I 資本金	51,127
		政府出資金	51,127
		II 資本剰余金	1,294
		III 利益剰余金	29,389
		純資産合計(*2)	81,810
資産合計	95,626	負債純資産合計	95,626

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

(*1) ～ (*9) は、財務諸表各表における項目の対応関係を示します。

②行政コスト計算書

(単位：百万円)

科 目	金額
I 損益計算上の費用	27,083
売上原価(*3)	21,850
販売費及び一般管理費(*4)	5,212
営業外費用(*5)	8
特別損失(*6)	13
II その他行政コスト(*7)	-
III 行政コスト合計	27,083

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

③損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金額
I 売上高	27,746
II 売上原価(*3)	21,850
売上総利益	5,897
III 販売費及び一般管理費(*4)	5,212
営業利益	684
IV 営業外収益	279
V 営業外費用(*5)	8
経常利益	956
VI 特別利益	0
VII 特別損失(*6)	13
当期純利益	943
当期総利益(*8)	943

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

④純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	52,957	1,294	28,655	82,906
当期変動額	△ 1,830	-	734	△ 1,096
不要財産に係る国庫納付による減資	△ 1,830	-	-	△ 1,830
その他行政コスト(*7)	-	-	-	-
国庫納付金の納付	-	-	△ 208	△ 208
当期総利益(*8)	-	-	943	943
当期末残高(*2)	51,127	1,294	29,389	81,810

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

⑤キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

区 分	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,093
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 8,613
人件費支出	△ 7,951
その他の業務支出	△ 4,917
業務収入	24,276
貨幣法第10条に基づく国庫納付金の支払額	△ 4,007
積立金の処分に係る国庫納付金の支払額	△ 209
その他収入・支出等	327
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	2,226
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,830
IV 資金減少額	△ 697
V 資金期首残高	2,045
VI 資金期末残高(*9)	1,348

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

	金額
資金期末残高(*9)	1,348
定期預金	4,900
現金及び預金(*1)	6,248

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

詳細については、以下のURLより「令和5年度財務諸表」をご覧ください。

https://www.mint.go.jp/about/info/info_nenndo_keikaku.html#financial

1 4. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 各財務諸表の概要

① 貸借対照表

当事業年度末の資産残高は、95,626百万円となっており、現金及び預金、有価証券、棚卸資産等の流動資産が40,735百万円、土地、建物、機械装置等の有形固定資産が47,466百万円、ソフトウェア等の無形固定資産が225百万円、投資その他の資産が7,200百万円となっております。造幣局は、独立採算を基本としており、将来の設備投資や退職給付債務等の支出に充てるための資金を保有しております。

負債残高は、13,816百万円となっており、記念貨幣セット等を販売したことによる国庫納付金未払金、前受金等の流動負債が2,750百万円、退職給付引当金等の固定負債が11,067百万円となっております。

純資産残高は、81,810百万円となっており、政府出資金が51,127百万円、資本剰余金が1,294百万円、利益剰余金が29,389百万円となっております。

前事業年度末からの主な増減要因等につきましては、以下のとおりです。

資産残高は、前事業年度末と比較して5,292百万円の減となっております。これは、有価証券が3,000百万円、棚卸資産が870百万円増加した一方で、投資有価証券、長期性預金が計7,501百万円、有形固定資産が減価償却等により1,258百万円減少したことが主な要因です。

負債残高は、前事業年度末と比較して4,196百万円の減となっております。これは、記念貨幣セット等を販売したことによる国庫納付金未払金が3,024百万円、未払金が660百万円減少したことが主な要因です。

純資産残高は、前事業年度末と比較して1,096百万円の減となっております。これは、当事業年度の当期総利益を943百万円計上したことにより増加した一方で、不要財産の国庫納付を行ったことにより政府出資金が1,830百万円減少するとともに、前事業年度の利益の処分として、国庫納付金の納付を行ったことにより209百万円減少したことが要因です。

② 行政コスト計算書

当事業年度の行政コストは、27,083百万円となっており、損益計算書上の費用として、売上原価が21,850百万円、販売費及び一般管理費が5,212百万円、営業外費用及び特別損失が計21百万円となっております。また、その他行政コストは生じておりません。

なお、造幣局は独立採算による運営を行っており、自己収入等が28,014百

万円あることから、機会費用を勘案した国民の負担に帰せられるコストは△５５４百万円となっております。

③ 損益計算書

当事業年度の売上高は、２７，７４６百万円、営業費用である売上原価、販売費及び一般管理費が２７，０６２百万円となっており、営業利益は６８４百万円となっております。また、経常利益は９５６百万円、当期総利益は９４３百万円となっております。

前事業年度からの主な増減要因等につきましては、以下のとおりです。

売上高は、前事業年度と比較して６，７５５百万円の減となっております。これは、貨幣セットの販売数量が減少したこと等により収入が減少したものです。

営業費用は、前事業年度と比較して６，８０４百万円の減となっております。これは、売上原価が６，７０３百万円、販売費及び一般管理費が１０１百万円の減となったことが要因です。

これらのことから、営業利益は前事業年度と比較して４９百万円の増、経常利益は前事業年度と比較して１２１百万円の減となっております。

当期総利益は、前事業年度と比較して１１２百万円の減となっております。

④ 純資産変動計算書

当事業年度末の純資産は、不要財産の国庫納付及び前事業年度の利益の処分として国庫納付金の納付を行ったことにより２，０３９百万円減少した一方で、当事業年度の当期総利益を９４３百万円計上したことにより増加した結果、８１，８１０百万円となりました。

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フローは、業務収入が２４，２７６百万円、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出、その他の業務支出が計２１，４８１百万円、貨幣法第１０条に基づく国庫納付金の支払額が４，００７百万円、積立金の処分に係る国庫納付金の支払額が２０９百万円等により、１，０９３百万円の資金減少となっております。投資活動によるキャッシュ・フローは、有形・無形固定資産の取得による支出が１，５７４百万円、定期預金、有価証券等による運用の収支差が３，８００百万円の収入超過となったこと等により、２，２２６百万円の資金増加となっております。財務活動によるキャッシュ・フローは、不要財産に係る国庫納付による支出により１，８３０百万円の資金減少となっております。これらによって、６９７百万円の資金減少となり、期末残高は１，３４８百万円となりました。

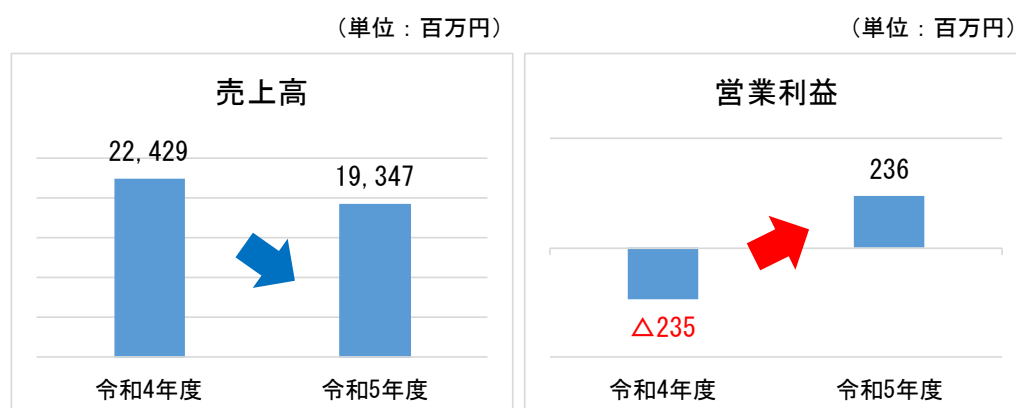
（２）事業の経過及び成果

当事業年度も、令和３年（2021年）１１月に発行（日本銀行から金融機関への支払）が開始された新しい５００円バイカラー・クラッド貨幣の製造に取り組み、作業量に応じた人員配置を柔軟かつ機動的に行うこと等して、財務大臣の定める貨幣製造計画を確実に達成しました。

また、２０２５年日本国際博覧会記念貨幣（第一次発行）を販売しました。

さらに、金属工芸品や貴金属の品位証明事業の売上も順調に推移しました。

①貨幣事業



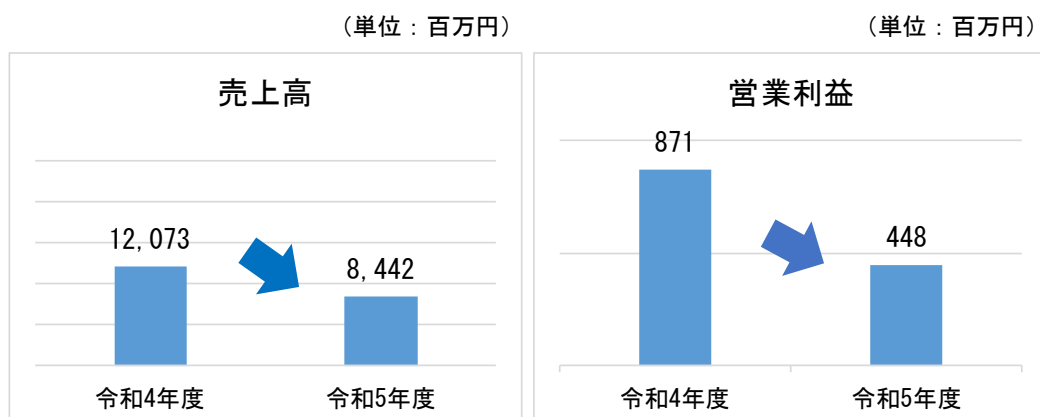
当事業年度は、記念貨幣の製造枚数が減少したこと等で、売上高が３，０８２百万円減少しました。営業利益は２３６百万円となり、前年度に比べ４７２百万円の営業増益となりました。

表 貨幣製造枚数

（単位：千枚）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
500円	207,000	162,000	320,000	365,000	350,000
100円	350,000	462,000	350,000	200,000	200,000
50円	82,000	28,000	700	536	484
10円	275,000	298,000	150,000	61,000	33,000
5円	56,000	20,000	700	536	484
1円	1,100	712	700	536	484
記念貨幣	49,218	35,913	160	140	50
合計	1,020,318	1,006,625	822,260	627,748	584,502

②その他の事業



プレミアム貨幣の販売数が減少したこと等で、前事業年度に比べ売上高が3,631百万円減少するとともに、営業利益も448百万円と前年度に比べ48.6%の減益となりました。

表 貨幣セット等の販売状況

(単位：個)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通常貨幣セット	997,036	557,712	745,272	442,936	376,972
プルーフ貨幣セット	132,821	119,947	132,750	113,655	90,613
プレミアム貨幣・貨幣セット	649,616	471,519	167,200	130,837	58,764
外国貨幣	－	－	3,000	9,986	9,854
合計	1,779,473	1,149,178	1,048,222	697,414	536,203

表 勲章等及び金属工芸品の受注・販売状況

(単位：個)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
勲章等	28,589	26,783	27,347	27,833	27,303
金属工芸品	48,952	40,282	53,252	45,942	38,908
合計	77,541	67,065	80,599	73,775	66,211

【参考】翌事業年度の見通し

翌事業年度は、令和3年（2021年）11月に発行（日本銀行から金融機関への支払）が開始された新しい500円バイカラー・クラッド貨幣を確実に製造するとともに、計画的に設備投資を行います。また、2025年日本国際博覧会記念貨幣及び国立公園制度100周年記念貨幣の販売を予定しています。

15. 内部統制の運用に関する情報

造幣局では、役員（監事を除く。）の職務の遂行が独立行政法人通則法、造幣局法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に定めております。当事業年度における主な項目の実施状況は次のとおりです。

①内部統制の推進に関する事項（業務方法書第20条、第24条）

役員（監事を除く。）の職務の執行が独立行政法人通則法、造幣局法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他造幣局の業務の適正を確保するための体制整備を目的として内部統制委員会を設置し、継続的にその見直しを図るものとしています。

当事業年度は、内部統制委員会を9月及び3月に開催し、品質及び環境マネジメントシステムを活用することにより、事業運営の基本方針、環境目的及び環境目標並びに内部監査に関する事項、製品及び役務の品質の改善、その他の造幣局の事業を適切に運営するために講ずべき局内の諸制度の構築、維持及び運用の改善のための対策について審議・検証しました。

②リスク・コンプライアンスに関する事項（同書第25条）

造幣局は、リスク管理に関する規程等に基づくリスク管理体制を整備するとともに、役職員のコンプライアンスの確保のための各種取組を積極的に実施しています。

当事業年度は、リスク管理及びコンプライアンスの推進に係る重要事項等を審議するリスク・コンプライアンス委員会を2回開催しました。また、コンプライアンスに対する継続的な意識付けを行うために各種階層別研修において、コンプライアンスに係る研修を実施したほか、コンプライアンスに係る意識調査を行い、リスク・コンプライアンス委員会で審議しました。

しかしながら、令和6年6月、第三者委員会の調査結果である報告書において、職員による職務専念義務違反の活動があったこと、また、その是正を図らなかった管理者にも責任があったことが認定されたこと等から、関係者に対し必要な処分を行うとともに、二度と同様な事態を招かないよう再発防止に取り組んでいます。

③監事及び監事監査に関する事項（同書第28条）

監事は、独立行政法人通則法の規定に基づき造幣局の業務及び会計に関する監査を行い、造幣局の業務が法令等に従って適正に実施されているか等についての意見を付した監査報告を作成することとされています。

監査報告については、以下のURLをご覧ください。

https://www.mint.go.jp/about/info/info_nenndo_keikaku.html#kanji

④内部監査に関する事項（同書第29条）

造幣局では、内部監査担当部門を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告することになっています。

当事業年度は、各課室の所掌業務におけるリスク及び機会への取組状況並びに文書管理システム導入に伴う運用状況を重点項目として、事業運営の継続的改善が適切に行われているのか等、すべての事務事業について監査を実施しました。その結果、重点項目については問題のないことが確認されました。また、改善が必要とされたものについては、見直しを行っています。

⑤入札及び契約に関する事項（同書第31条）

入札及び契約に関し、監事及び外部有識者から構成される「契約監視委員会」を設置し、造幣局における調達、公正性・透明性を確保しつつ合理的なものとなっているか点検を行っております。

当事業年度は、2回の契約監視委員会を開催し、調達等合理化計画の点検、個々の契約案件の事後点検等を行った結果、特段の意見の具申や勧告はありませんでした。

この結果については、以下のURLをご覧ください。

<https://www.mint.go.jp/about/bid/keiyaku-kouhyou/keiyakukanshi-iinkai/keiyakukanshi-iinkai-gizi>

16. 法人の基本情報

(1) 沿革

明治 2 年 2 月 5 日 (旧暦)	太政官中に造幣局設置
明治 2 年 4 月 8 日 (旧暦)	会計官に転属
明治 2 年 7 月 8 日 (旧暦)	大蔵省設置とともに同省所属となり造幣寮と改称
明治 4 年 4 月 4 日	創業式を挙行
明治 10 年 1 月 11 日	造幣局と改称
昭和 24 年 5 月 31 日	大蔵省の外局となり造幣庁と改称
昭和 27 年 7 月 31 日	大蔵省の附属機関となり造幣局と改称
昭和 59 年 7 月 1 日	大蔵省の特別の機関となる
平成 13 年 1 月 6 日	財務省の特別の機関となる
平成 15 年 4 月 1 日	独立行政法人造幣局へ移行

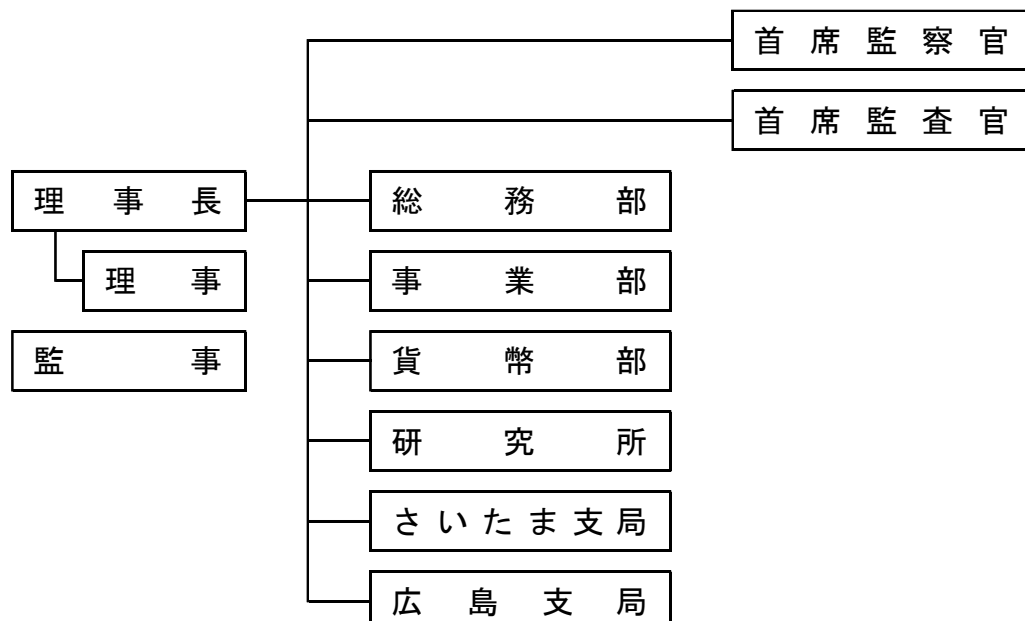
(2) 設立に係る根拠法

独立行政法人造幣局法

(3) 主務大臣

財務大臣（財務省理財局国庫課）

(4) 組織図



(5) 造幣局の所在地

造幣局の所在地



(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

該当ありません。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資産	118,953	114,935	104,666	100,918	95,626
負債	32,770	26,690	22,263	18,012	13,816
純資産	86,182	88,245	82,403	82,906	81,810
行政コスト	47,679	40,265	38,158	34,278	27,083
売上高	48,902	42,425	39,551	34,502	27,746
営業費用	47,633	40,248	38,100	33,867	27,062
当期総利益	1,494	2,455	1,743	1,055	943
業務活動による キャッシュ・フロー	3,788	900	△ 2,639	95	△ 1,093
投資活動による キャッシュ・フロー	△ 3,529	△ 1,861	9,070	1,490	2,226
財務活動による キャッシュ・フロー	—	—	△ 6,735	—	△ 1,830
資金期末残高	1,726	764	460	2,045	1,348

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

①予算

(単位：百万円)

区 別	計
収入	
業務収入	24,719
その他の収入	211
計	24,929
支出	
業務支出	21,303
原材料の仕入支出	7,725
人件費支出	7,948
その他の業務支出	5,238
貨幣法第10条に基づく国庫納付金の支払額	393
施設整備費	3,583
計	24,887

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

②収支計画

(単位：百万円)

区 別	計
収益の部	
売上高	31,800
営業外収益	223
宿舍貸付料等	223
特別利益	－
計	32,024
費用の部	
売上原価	26,111
(貨幣販売国庫納付金)	393
販売費及び一般管理費	5,209
営業外費用	3
固定資産除却損	3
特別損失	－
計	31,323
純利益	700
総利益	700

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

③資金計画

(単位：百万円)

区 別	計
資金収入	64,735
業務活動による収入	24,958
業務収入	24,731
その他の収入	227
投資活動による収入	38,700
財務活動による収入	－
前年度よりの繰越金	1,077
資金支出	64,735
業務活動による支出	21,504
原材料の仕入支出	7,053
人件費支出	7,227
その他の業務支出	6,741
貨幣法第10条に基づく国庫納付金の支払額	482
積立金の処分に係る国庫納付金の支払額	－
投資活動による支出	42,181
財務活動による支出	－
翌年度への繰越金	1,050

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

詳細については、以下のURLより「令和6年度事業計画」をご覧ください。

https://www.mint.go.jp/about/info/info_nenndo_keikaku.html#jigyo_keikaku

17. 参考情報

(1) 財務諸表の科目の説明

①貸借対照表

現金及び預金：現金、預金

有価証券：1年以内に満期の到来する地方債等

売掛金：通常の業務取引に基づいて発生した業務上の未収金

棚卸資産：製造済貨幣、製品、原材料、部分品、仕掛品、貯蔵品

有形固定資産：土地、建物、構築物、機械装置、車両運搬具、工具器具備品など独立行政法人が長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産

無形固定資産：ソフトウェアその他これらに準ずる資産

投資その他の資産：流動資産、有形固定資産又は無形固定資産に属するものの以外の長期資産

買掛金：通常の業務取引に基づいて発生した業務上の未払金

国庫納付金未払金：通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第10条に基づく国庫納付金の未払金

前受金：製品等の提供前に受け入れた代金

引当金：将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、退職給付引当金等が該当

政府出資金：国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成

資本剰余金：寄附された資産や寄附金などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するものや、独立行政法人通則法第46条の2の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引のうち主務大臣が必要なものとして指定した譲渡取引により生じた譲渡差額及び主務大臣が指定した譲渡取引に係る不要財産の国庫納付に要した費用のうち主務大臣が国庫納付額から控除を認める費用等

利益剰余金：独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

②行政コスト計算書

損益計算書上の費用：損益計算書における売上原価、販売費及び一般管理費、営業外費用、特別損失

その他行政コスト：政府出資金を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの

行政コスト：独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③損益計算書

売上高：製品の販売やサービスの提供などによって得た収益
売上原価：販売した製品の製造やサービスの提供に直接要した費用
販売費及び一般管理費：販売活動において直接要した費用及び事業を運営し管理するために要した費用
営業外収益：本業ではないものの、本業を継続していくための財務的な活動等付随行為から発生する収益
営業外費用：本業ではないものの、本業を継続していくための財務的な活動等付随行為から発生する費用
特別利益：臨時的、偶発的に発生した収益
特別損失：臨時的、偶発的に発生した費用

④純資産変動計算書

当期末残高：貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

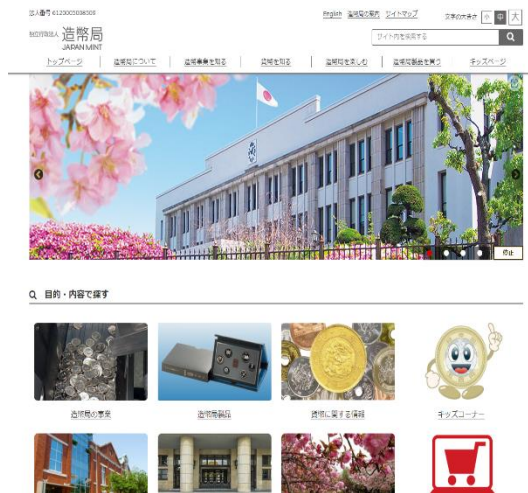
⑤キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、業務収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当
投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当
財務活動によるキャッシュ・フロー：独立行政法人通則法第46条の2の規定に基づいて行う不要財産の国庫納付の支出が該当

(2) その他公表資料等との関係の説明

事業報告書に関連する報告書等として、ホームページや各種SNS（YouTube、Instagram、X及びFacebook）、パンフレット等で、造幣局の紹介を行っているほか、貨幣や販売に関する情報等を提供しております。

<造幣局ホームページ>



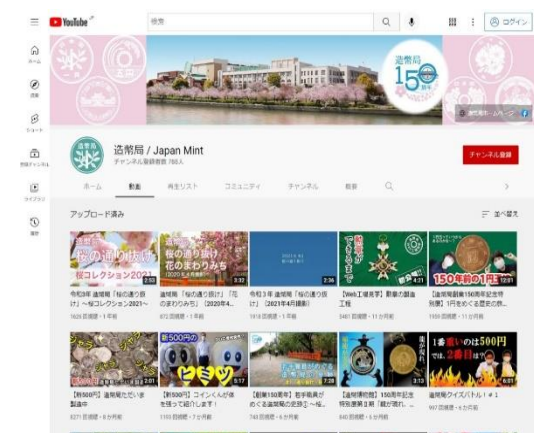
<子ども向け学習ページ>



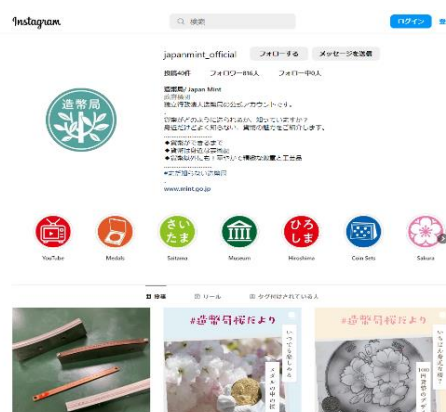
<造幣局オンラインショップ>



<造幣局公式 YouTube チャンネル>



<造幣局 Instagram>



<造幣局 Facebook>



<造幣局公式X>



<事業案内パンフレット>



<採用案内パンフレット>



**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**